

## No.9 雨水貯留槽

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古品又は自作品でないもの</li> <li>・本体価格が1万5,000円以上（税込）であるもの</li> <li>・容量が100ℓ以上のもの</li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>①機器費（雨水貯留槽）</li> <li>②設置工事費</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号）</li> <li>②事業概要書（別紙7号）</li> <li>③契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの）</li> <li>④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。</li> <li>⑤施工写真（建物全景及び設置箇所の施工後の写真）</li> <li>⑥配置図</li> <li>⑦案内図（住宅地図等）</li> <li>⑧建物所有者共有名義人同意書（書式4）  <ul style="list-style-type: none"> <li>※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。）</li> </ul> </li> <li>⑨三世代の同居及び続柄が確認できる書類（住民票の写し及び書式10）  <ul style="list-style-type: none"> <li>※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。</li> </ul> </li> </ul>

### 備考

- ・「雨水貯留槽」とは、雨どいから集めた雨水を利用するための貯留槽として販売されている製品のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。